

特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

第1章 総 則

第1節 一 般

- 1 本仕様書は、令和4年度畑地帯総合整備事業（担手育成）高才第1地区その1畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない事項については、農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（令和4年4月改訂）農政水産部）に準じる。

第2章 材 料

第1節 規 格

- 1 使用材料は、すべて日本産業規格または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について主要材料納入願いを担当者に提出すること。

第3章 散水器材の搬入

第1節 運 搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に、両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては、車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。
- 3 見積もり価格に運搬料も含むものとする。

第2節 搬入場所

- 1 搬入場所は、北諸県郡三股町大字長田（高才第1地区内）とする。

第4章 器材規格

第1節 散水チューブ(タイプA)

- 1 散水器
 - ・標準作業圧 0.25Mpa、散水量 3.4L /分程度、散水幅 16.0 m(片側 8 m)程度とし、末端は散水チューブ用ストッパーとする。
- 2 ストレーナ
 - ・ストレーナは、ディスク式で口径 50mm とし、最大圧力 1.0Mpa とする。
- 3 減圧弁
 - ・減圧弁は口径 50mm とし、最大圧力 1.0Mpa、2次圧力 0.25Mpa とする。
- 4 チューブ巻取り機
 - ・散水チューブ巻取り機は、タイヤ付きで移動が容易なものとし、リールの取り外しが可能なものとする。
- 5 導水ホース
 - ・設置・収納作業が容易なフラット型ホースとし、常用圧力 0.5Mpa 以上 0.7Mpa 以下の製品とする。
- 6 継手
 - ・継手はニューカップラー式継手とし、材質はアルミ合金製とする。

第2節 大型スプリンクラー

1 散水器

- ・標準作業圧 0.3Mpa の時、散水量 137.8L /分程度、散水半径 21.8m とする。
- ・部分回転式（全回転可）4ノズルとする。

2 台車

- ・スプリンクラーの台車は、移動が容易な一輪車付きとし、散水中の転倒防止のため、収納可能なスパイクを付属する製品とする。

3 導水ホース

- ・設置・収納作業が容易なフラット型ホースとし、常用圧力 0.5Mpa 以上 0.7Mpa 以下の製品とする。

4 継手

- ・継手はニューカップラー式継手とし、材質はアルミ合金製とする。

第3節 中型スプリンクラー

1 散水器

- ・スプリンクラーの取付口径は、20mm で、ノズル口径は 5.2 × 3.2mm とし、2.1kg/cm²以上の圧力で作動し、使用圧力 0.28Mpa の時、散水量 40.5 l/分、散水直径 30.0m 以上の器種とする。
- ・スプリンクラーは、全円タイプとする。

2 立上り管

- ・立上り管はアルミ合金製 1.5m で JIS H4080 A6063 TE 製品とし、三脚は、ソケット付とする。また、三脚については亜鉛メッキ以上での製品とする。

3 導水ホース

- ・設置・収納作業が容易なフラット型ホースとし、常用圧力 0.5Mpa 以上 0.7Mpa 以下の製品とする。

第5章 その他の特記事項

第1節 協力体制

- 1 器具を購入後、最初の水使用（散水）に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ製品の修理・交換を行うものとする。
- 2 器具の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

第2節 連絡先

宮崎県北諸県農林振興局 総務課

TEL : 0986-23-4508

FAX : 0986-22-7473

E-mail : kitamoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp